

令和 7 年 1 2 月 1 日

議 案

1 2 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第 36 号

常総市印鑑条例の一部を改正する条例について

常総市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，印鑑の登録を受けた者に交付している印鑑登録証について，印鑑登録者を識別するための情報を記録する磁気部分が不要となったことから，磁気を付さない仕様に変更する改正を行うため，これを提出する。

常総市条例第 号

常総市印鑑条例の一部を改正する条例

常総市印鑑条例（昭和 57 年水海道市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「印鑑登録証（印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）について、その者を識別するための情報を記録する磁気を付した樹脂製の書面をいう。以下同じ。）」を「書面（以下「印鑑登録証」という。）」に、「印鑑登録者又は」を「当該印鑑の登録を受けた者又は」に改める。

第 7 条第 1 項中「印鑑登録者」を「印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）」に改める。

第 11 条第 1 項第 5 号中「上覧」を「上欄」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

常総市すくすく医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

常総市すくすく医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、すくすく医療費支給制度のうち入院の医療を受けた場合の自己負担金に対する助成を廃止する改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市すくすく医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

常総市すくすく医療費支給に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の常総市すくすく医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療について適用し、同日前の診療に係るすくすく医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第 38 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 公の施設の名称 常総市水海道交流センター及び常総市水海道児童センター
- 2 指定する団体 東京都千代田区神田駿河台四丁目 3 番地
ひらく・東和観光開発・TRC 共同事業体
代表団体 株式会社ひらく
代表取締役 染谷 拓郎
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

本案は、常総市水海道交流センター及び常総市水海道児童センターにおける指定管理者として、ひらく・東和観光開発・TRC 共同事業体を指定するため、これを提出する。

議案第 39 号

常総市吉野公園条例の一部を改正する条例について

常総市吉野公園条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，吉野公園の来園者及び使用料収入の増加を図るため，新たに室内金魚釣り場を有料公園施設として設置することとし，その使用料について定めるほか所要の改正を行うため，これを提出する。

常総市条例第 号

常総市吉野公園条例の一部を改正する条例

常総市吉野公園条例（昭和44年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「自治法」という。」を削る。

第5条中「第13条」を「第12条」に改める。

第6条ただし書を削る。

第9条を削る。

第10条中「前2条」を「前条」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「，第8条及び第9条」を「及び第8条」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条中「常総市吉野公園条例第13条」を「常総市吉野公園条例第12条」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条，第6条，第9条関係）

有料公園施設の名称	区分	使用料
へらぶな釣り場	入漁（1日）券	1，500円
	入漁（半日）券	500円
	入漁（回数）券11枚	5，000円
室内金魚釣り場	入漁（1時間）券	500円

備考

- 1 開門時から午前11時前までの間にへらぶな釣り場を利用する場合は、入漁（1日）券又は入漁（回数）券3枚とする。ただし、市内に住所を有する70歳以上の者が利用する場合は、入漁（半日）券又は入漁（回数）券1枚とする。
- 2 午前11時以後にへらぶな釣り場を利用する場合は、入漁（半日）券又は入漁（回数）券1枚とする。
- 3 この表の規定にかかわらず、中学生以下の者がへらぶな釣り場を利用する場合は、無料とする。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 40 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
西 1 0 3 2	古間木 1 5 2 9 - 1	古間木 1 5 2 2 - 7

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 4 1 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次の路線を
廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
西 2 6 3	杉山 1 7 6 5	杉山 1 7 6 0

提案理由

本案は、杉山地内の路線について、当該路線の一部が隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があること及び払下げの要望のある部分を除いた現道の部分を市道西 2 6 4 号線に統合することから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 4 2 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次の路線を
廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 1 0 9	坂手町 6 4 6 2	坂手町 6 4 1 9

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 4 3 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次の路線を
廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 5 5 0	坂手町 6 4 1 9	坂手町 6 4 3 4

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 4 4 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次の路線を
廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 5 5 1	坂手町 6 4 1 1	坂手町 6 3 9 6

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 4 5 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次の路線を
廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 5 5 3	坂手町 6 3 1 8	坂手町 6 3 0 3

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 4 6 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次の路線を
廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 5 5 4	坂手町 6 2 7 8	坂手町 6 3 4 9

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 4 7 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次の路線を
廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 5 5 5	坂手町 6 3 3 6	坂手町 6 3 3 4

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 48 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を
廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 5 6 1	坂手町 6 7 6 9	坂手町 6 7 7 1

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 49 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を
廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 5 6 5	坂手町 6 8 1 5 - 1	坂手町 6 8 0 3 - 3

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 50 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を
廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 5 6 6	坂手町 6 9 1 0 - 1	坂手町 6 9 1 2

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 5 1 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次の路線を
廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 5 6 7	坂手町 6 9 0 2	坂手町 6 9 0 9 - 1

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 52 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を
廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3568	坂手町 6898-1	坂手町 7020

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 53 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点		終 点	
東 4 4 8	旧	新石下 4 4 2 1	旧	新石下 4 3 9 8
	新	新石下 4 4 1 5	新	新石下 4 3 9 8

提案理由

本案は、新石下地内の路線の一部について、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する市有地を一体的に活用することから、その起点を変更するため、これを提出する。

議案第 54 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点		終 点	
西 2 6 2	旧	杉山 9 6	旧	杉山 1 7 9 5
	新	杉山 1 7 5 9 - 1	新	杉山 1 7 9 5 - 1

提案理由

本案は、杉山地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から土地の交換及び路線の付替えの要望があることから、その起点及び終点を変更するため、これを提出する。

議案第 55 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点		終 点	
西 2 6 4	旧	杉山 1 7 6 5	旧	杉山 1 7 6 5
	新	杉山 1 9 9 5	新	杉山 1 7 6 5 - 1

提案理由

本案は、杉山地内の路線について、議案第 41 号において廃止する市道西 263 号線の一部を除いた現道の部分を市道西 264 号線に統合することから、その起点及び終点を変更するため、これを提出する。

議案第 56 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点		終 点	
3 5 4 8	旧	坂手町 6 4 6 3	旧	坂手町 6 5 1 1
	新	坂手町 6 4 6 3 - 1	新	坂手町 6 5 1 1 - 1

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その起点及び終点を変更するため、これを提出する。

議案第 57 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点		終 点	
3 5 4 9	旧	坂手町 6 4 4 6	旧	坂手町 6 9 7 4
	新	坂手町 6 4 4 6 - 1	新	坂手町 6 3 1 2

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その起点及び終点を変更するため、これを提出する。

議案第 58 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点		終 点	
3 5 5 2	旧	坂手町 6 5 1 1	旧	坂手町 6 4 0 6
	新	坂手町 6 5 1 1 - 1	新	坂手町 6 4 6 8 - 2

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その起点及び終点を変更するため、これを提出する。

議案第 59 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点		終 点	
3 5 5 9	旧	坂手町 7 0 8 6 - 5	旧	坂手町 6 9 7 6 - 2
	新	坂手町 6 2 6 0 - 1	新	坂手町 7 0 8 2 - 1

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その起点及び終点を変更するため、これを提出する。

議案第 6 0 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定により次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点		終 点	
3 5 6 0	旧	坂手町 6 7 7 9 - 3	旧	坂手町 6 9 8 8 - 1
	新	坂手町 6 7 7 9 - 3	新	坂手町 6 7 7 6 - 5

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その終点を変更するため、これを提出する。

議案第 6 1 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定により次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点		終 点	
3 5 6 2	旧	坂手町 6 7 7 4	旧	坂手町 6 5 4 2
	新	坂手町 6 7 2 0 - 3	新	坂手町 6 7 1 9 - 1

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、土地の開発事業者から路線の付替えの要望があることから、その起点及び終点を変更するため、これを提出する。

議案第 6 2 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により次の路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
西 1 2 4 3	杉山 9 6	杉山 1 7 1 9 - 1

提案理由

本案は、議案第 5 4 号において変更する市道西 2 6 2 号線の一部について、路線の付替えの要望のある部分を除いた現道の部分と、新たに付け替えて整備する部分を改めて市道として認定するため、これを提出する。